

基礎自治体や学校と連携した生活保護家庭児童への訪問支援活動

社会福祉法人 越前自立支援協会

1.法人・施設の概要

◇所在地

福井県

◇法人設立日

平成 17 年 11 月 29 日

◇法人実施事業

児童養護施設…1箇所

児童家庭支援センター…1箇所

◇法人の理念・経営方針

基本方針

- (1) 可能な限り家庭に近い居場所を保障し、安全かつ安心して育つことができる生活環境を創る
- (2) 個別対応や心理療法的アプローチを重視し、子どもたちにとっていつもでも“心のふるさと”となりうる関係性を創る
- (3) 子どもの権利が擁護され、自己肯定感が育まれる養育環境を創る
- (4) 当事者の視点を大事にした実効的な自立支援システムを創る
- (5) 市民活動組織や地域自治組織と連携し、市民参画や情報公開を進める上で開放的・民主的・快活的な組織運営基盤を創る
- (6) 自治体をはじめ多様な社会資源との協働を通して、地域ニーズに応じた多角的・高機能的な社会的養護事業を創る

(7) マネジメント能力を有するとともに、自主的な研究や自発的な改革に挑み続ける人材が育成される組織風土を創る

(8) 全ての職員が孤立や暴走に陥ることがないようミッションの共有とチームワーク（仲間意識）を大切にした職場風土を創る

◇施設名

児童家庭支援センター 一陽・児童養護施設 一陽

◇施設種別及び利用定員

児童養護施設（定員：40名）

2.活動内容

◇活動テーマ

基礎自治体や学校と連携した生活保護家庭児童への訪問支援活動

◇活動開始年

平成 23 年 4 月

◇活動の対象者

生活保護家庭児童への生活学習支援
…生活保護家庭の児童及びその家族



学習支援を行っている様子

◇活動実施の背景、実施に至った理由

現在、児童養護施設で暮らしている子どもたちの大半は貧困家庭の出身である。さらに施設入所児童の保護者自身もまた児童養護施設の出身者である、というケースも少なくない。当法人は社会的養護事業を営む組織として、このような状況を深刻に受けとめ、地域の要支援・生活困窮児童に対するアウトリーチ型支援の検討を行った。

◇実施内容

平成23年4月より、越前市の生活保護担当部署との連携のもと、社会福祉士や臨床心理士等の専門資格を有する3名のケースワーカー（児童養護施設・児童家庭支援センター兼務職員）が、生活保護世帯に属する児童であって、殊に不登校や引きこもりの状態にある児童に対し訪問支援活動を定期的に行っている。

その活動実績（対象児童数）は、平成23年度は4名、平成24年度および平成25年度は5名、平成26年度は8名となっている。

◇活動の効果

家庭や学校へ出向き、寄り添い型・伴走型支援を行う生活保護家庭児童への日常生活・学習支援活動は、自治体の児童福祉

担当部署（家庭児童相談室）や生活保護担当部署、さらには当該児童の通学する学校との連携をベースとして展開されてきたが、年々その関係性を緊密化させている。

結果、就学の初期から関わっている児童については、学習の定着がみられた。また支援者が、保護者とは異なる大人としてのモデリングを提示することで、不登校児の状態が少しずつ改善されている事例もある。

◇今後の展開

生活保護家庭児童への訪問支援活動は、これまで主に学習や日常生活習慣の獲得を目的として展開してきたが、今後は、欠食や孤食の問題など食育・健康対策、ソーシャルスキルの向上や孤独感の解消といった観点からも施設機能・人材を最大限活かした支援を行っていきたい。

さらに中長期的には、生活困窮家庭にあって病気の親や弟妹の世話をしている、いわゆるヤングケアラーといわれる青年介護者等への支援活動も、施設退所児童へのアフターケアとリンクさせつつ展開していきたい。